

(11) 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県手数料徴収条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

平成30年5月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
(手数料の徴収)	第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に	(手数料の徴収)	第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に		

定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)～(13の3) 略

(14) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第1

号イに規定する介護員の養成に関する研修を修了した旨の証明書の交付又は再交付 1件につき650円

(15)～(328) 略

2 略

定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)～(13の3) 略

(14) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第1

号に規定する介護員の養成に関する研修を修了した旨の証明書の交付又は再交付 1件につき650円

(15)～(328) 略

2 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。